

別表 2

財 産 処 分 の 制 限 期 間

処 分 を 制 限 す る 財 産 の 名 称 等		処分制 限期間 (年)
施 設 設 備 等 の 分 類	財 産 の 名 称 、 構 造 等	
機 械	ヒートポンプ 等	7 年

* その他財産処分の制限期間は農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令 第 1 8 号）第 5 条に定める期間を準用する。